

平成 2 9 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 7 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 9 年 7 月 1 0 日 ( 月 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
津山市役所 2 F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 4 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
19 . 勝 山 修	20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎
25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘
29 . 石 本 恵 二	30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正
33 . 尾 島 宏 明	34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎
37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子		

欠 席 委 員 ( 0 名 )

事 務 局 ( 1 0 名 )

松 田 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
杉 井 主 事	都 井 主 事	流 郷 主 査	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		
二 宮 参 与			

## 議 事

- 議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 2 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 2 6 号 非農地証明願承認について
- 議案第 2 7 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 2 8 号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 8 号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

( 13 : 30 ~ )

事務局 長

只今から平成29年7月の津山市農業委員会定例会を開催致します。本日は委員34名中33名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。なお、3番目瀬委員から遅参の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日笠 会 長

はい。皆さんご苦労さまでございます。九州の方は大変なことで、お見舞いだけ申し上げます。それでは審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させてもらってもよろしいか。

\*

日笠 会 長

はい。

それでは16番長森委員さん、20番井家上委員さん、宜しくお願いします。

それでは先月の運営委員会についてですけども、運営委員長が病院で遅れるということで、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 ( 津山 )

はい、失礼します。先般、6月12日に開催されました、第2回運営委員会について、私から報告させていただきます。

運営委員会では、6月12日定例会において市に進達する意見の内容を付託されました議案第18号1-1及び1-2の件について協議したものでございます。

協議の結果、上横野において[ ]が進めている建売住宅について、最後の1棟の基礎工事が相当進んだと地元農業委員が判断するまでは許可するべきでないとの意見を進達することと致しました。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会 長

はい、ありがとうございます。そのように決めさせてもらうたんで宜しくお願いします。それでは議事に入ります。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局 ( 津山 )

失礼します。

それでは議案第23号の説明を致します。今回、津山地区から8件、久米地区から4件の計12件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、1-1についてですが、林田の82歳男性から、野介代の70歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、下高倉西の69歳無職の女性から、上高倉の74歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、野村の91歳男性から、同所35歳会社員男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、岡山市の68歳男性から、福田の68歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、国土交通省から、高尾の68歳農業を営む男性への、公共事業による買収に伴う代替地取得による所有権移転です。農地法第3

条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、国分寺の82歳女性から、同じく国分寺の61歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、大篠の69歳男性から、同じく大篠の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-8についてですが、下高倉西の76歳女性から、大篠の63歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明を致します。

5-1は坪井下の85歳無職の女性から、中北上の37歳会社員の男性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5-2は伊豆市の64歳無職の男性から、坪井下の49歳農業を志す男性への新規就農による所有権移転でございます。新規就農であることから、営農計画書の提出と、計画どおりに農業に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5-3は油木上の73歳農業を営む男性から、桑上の42歳公務員男性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5-4は高槻市の59歳会社員の女性から、名古屋市の20歳農業を志す男性への新規就農による所有権移転でございます。譲受人の住所が名古屋市となっておりますが、7月中に津山市内のいずこかに転居し、耕作を開始することです。新規就農であることから、営農計画書の提出と、計画どおりに農業に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、取得予定農地の内、戸脇31番については雑草が繁茂しているため、復旧計画書が添付されております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」のうち、第1号の全部効率利用要件について、通作距離の面において、拠点となる場所が不明であることから、問題があるものと考えます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第23号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1についてですが、先ほど事務局から説明がありましたように、許可要件をすべて満たしているので問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。次。

森 本 委 員

18番森本です。先ほどの説明通りで、問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長	福 山 委 員	はい、ありがとうございました。次。 2 2 番福山です。1 - 3 について説明します。これはお孫さんに贈与をされとりますので問題ないと思います。宜しくお願いします。
日 笠 会 長	福 田 委 員	はい、ありがとうございました。次。 1 5 番福田です。この件については現地調査もしております。問題ないと思いますので宜しくお願いします。 次の 1 - 5 についても事務局の説明のとおり問題ないと思います。宜しくお願いします。
日 笠 会 長	本 山 委 員	はい、ありがとうございました。次。 6 番本山です。1 - 6 についてですが、この方は息子さんと、営農意欲も十分ありますので問題ないと思います。
日 笠 会 長	長 森 委 員	はい、ありがとうございました。次。 1 6 番長森です。1 - 7 について説明します。この方は先ほどの事務局の説明のとおり問題ないと思います。 続いて 1 - 8 についてですけど、この方は畜産家でございまして、問題ないと思います。
日 笠 会 長	河 本 委 員	はい、ありがとうございました。次。 3 7 番河本です。5 - 1 についてです。この方は認定農業者でお子さんへ譲るということで問題ないと思います。 5 - 2 ですが、事務局の説明のとおり新規就農者です。5 0 を過ぎて田舎暮らしを希望されております。本人にも会いましたが、やる気のある人で問題ありません。
日 笠 会 長	松 岡 委 員	はい、ありがとうございました。次。 8 番松岡です。5 - 3 については先ほど事務局から説明がありましたように問題が無いように思われます。 5 - 4 については、先ほど事務局から説明がありましたように、名古屋から来て新規就農ということで、営農計画書や復旧計画書が付けられております。7 月の承認が通ると速やかにこちらに移住すると聞いております。問題ないと思います。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。今議案第 2 3 号について事務局並びに地元委員の説明がありましたが、欠米 5 - 4、これは耕作者の住所が名古屋市となっており、津山市に移ってから許可ということにしたいんですがどうでしょうか。通作距離というのがありますから、津山に住民票が移ってからの許可ということはどうでしょうか。
	*	よろしい。
日 笠 会 長		では 5 - 4 を残して他は承認ということによろしいか。
	*	はい。
日 笠 会 長		それでは、賛成の方は挙手でお願いします。
	*	多数、挙手
日 笠 会 長		はい、賛成多数という事でありがとうございます。議案第 2 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局 ( 津 山 )		それでは、議案第 2 4 号の説明を致します。今回、津山地区から 5 件、加茂地区から 1 件、欠米地区から 1 件の計 7 件の申請です。議案書のページは、4 ページから 5 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1 - 1 番・総社の畑、199㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、農地改良のための一時転用で、期間は平成 2 9 年 8 月 1 日から平成 2 9 年 1 0 月 1 日となっております。転用事業者は、総社にお住いの 8 8 才無職の男性です。申請地の隣接地の宅地造成に伴い、境界部分の法面の補強を行うものです。既に農業経営は子に譲っており、申請地についても子が耕作を行っておりますが、名義は変更していないため、子が耕

作しやすいように自ら農地改良することとしたものです。法面の補強は石積み及び練積ブロック擁壁により対処するとしており、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農地改良であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 2番・下高倉西の田、1,254㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農地改良のための一時転用で、期間は平成29年7月30日から平成29年10月20日までとなっております。転用事業者は、下高倉西にお住いの73才会社役員の男性です。3枚の田の高低差をなくし、法面の整備をして1枚の田にし、効率よく耕作できるよう改良するものです。転用にあたり、境界部分については既存擁壁の利用や、現場打ちL型擁壁の設置、法面の整備等により対処し、雨水については、既存の素掘り排水路に塩ビ管を埋設するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。別所池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農地改良であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 3番・堀坂の畑、1,927㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、倉敷市にお住いの61才会社員の男性です。現在、仕事の都合で住民票を倉敷市に置き、津山と行き来していますが、津山には居宅及び農地を所有しており、売電収入を得ることによって農業を持続的に発展出来ると考え、申請地を太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、斜面法肩に土堰堤を作り、敷地内には採石を敷いて雨水を自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 4番・堀坂の宅地、8.39㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、先ほどの1 - 3番と同じ男性です。以前に転用許可を受け、申請地の隣接地に居宅を建築しましたが、当申請地についても庭の一部としてしまっていたものです。転用にあたり、境界部分はコンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については敷地内に排水施設を設け、隣接する既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属で、水利管理者から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 5番・西吉田の畑、143㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、西吉田にお住いの75才団体役員の男性です。自身が代表を務める社会福祉法人が、申請地近くで多機能型事業所を運営しておりますが、送迎用駐車スペースが足りず苦慮していることから、露天駐車場として造成し、法人に貸すものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水は地表を砕石敷きとすることで自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中島井堰水利組合から排水同意書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございました。続いて加茂。  
続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明を致します。

2 - 1 番・加茂町黒木の田、162㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、加茂町黒木にお住まいの農業を営む61歳の男性です。親族が亡くなりお墓を新設するにあたり、当申請地を墓地とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については畦付けを行い雨水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。暮床水利組合からの差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件につきましては現地調査を行っております。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。  
続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明致します。

5 - 1 番・久米川南の雑種地及びその他、199㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は墓地及び進入路です。転用事業者は、久米川南にお住まいの農業を営む76歳の男性です。墓地の新設が必要となったことから、申請地を墓地及び進入路とするため転用していたものです。転用に当たり、境界部分については、傾斜を利用して雨水排水を既存下部側溝へ自然排水とするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。足山町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第24号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
山 下 委 員  
日 笠 会 長  
松 岡 委 員

はい、ありがとうございました。現地調査の説明をお願いします。  
34番山下です。先日行ってきました。まだ農地の状態で問題ないと思います。

はい、ありがとうございます。次。

8番松岡です。これは追認案件の申請で事務局の説明のとおり致し方ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第24号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

\*

はい。

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

\*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事 務 局 ( 津 山 )

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

議案の説明の前に、訂正をお願いします。

9ページ、2 - 1につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。2 - 1が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

改めまして、議案第25号の説明を致します。今回、津山地区から所有権移転7件、使用貸借権設定3件、勝北地区から所有権移転1件の計11件の申請です。議案書のページは、6ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1 - 1 番・川崎の田、412㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市

計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、歯科医院で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.5m程度の医院1棟及び露天駐車場で、建蔽率は39%です。転用事業者は、志戸部にお住いの31才歯科医師の男性です。新規に歯科医院を開業するため、隣接する宅地を一体として造成するため、転用するものです。転用にあたり、周囲には擁壁を設け、駐車場はアスファルト舗装し、雨水については、溜升を設け既存水路に接続させ、汚水排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小原の畑、476㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、上河原にお住いの44才医師の男性です。自身が経営する医院の駐車場のうち一部を所有者に返すこととなり、駐車場が足りなくなることから、申請地を従業員及び来院者用露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、周囲については既存の擁壁を利用し、雨水については、既存水路に排出するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。竜の口、メ掛水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・靱保の田、1,403㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、靱保に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は葬祭業です。申請地の隣接地で葬祭場を営んでおりますが、駐車場が不足していることから、露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水については、敷地内に排水施設を設け、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。靱保町内会から、承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・下高倉西の畑、11㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は分譲宅地への進入路です。転用事業者は、下高倉西に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で主な事業は宅建業です。隣接する宅地を購入し、分譲宅地を造成するにあたり、進入路が必要となったため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水については、敷地内に排水施設を設け、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第二工区統括水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・田熊の田116㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、田熊にお住いの38才農業の男性です。現在、両親と同居していますが、手狭なため、隣接する宅地と一体として造成し、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、敷地内に勾配をつけて自然浸透させ、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田熊池川水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。議案書の備考欄に土地改良区と記載しておりますが、水利組合の誤りですので訂正をお願いします。



第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、1 - 6番・河辺の畑、103㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は40%です。転用事業者は、神戸にお住まいの35才社員の男性です。現在はアパートで生活しており、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 7番・東一宮の畑、687㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック、現場打擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 8番・総社の畑、343㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造平屋建て全高6.8m程度の居宅1棟で、建蔽率は35%です。転用事業者は国分寺にお住まいの35才社員の男性です。現在はアパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、祖父の土地を借り受け専用住宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会からの差し支えない旨の意見書と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 9番・綾部の田、481㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造平屋建て全高4.7m程度の居宅1棟と全高2.7m程度のカーポート1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は野介代にお住まいの35才公務員の男性です。現在はアパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、祖父の土地を借り受け専用住宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁及びフリーム側溝により対処し、雨水排水については、新設の側溝に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。月の輪田池水利組合からの差し支えない旨の意見書と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 10番・西吉田の宅地、8.22㎡、使用貸借権設定の追認案件に

ついてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、西吉田に主たる事務所を置く資産の総額約2億9万円の社会福祉法人で、主な事業は第二種社会福祉事業です。現在、申請地において一時預かりや障害児通所支援等の多機能型事業を行っていますが、事業所を造築した際に施設の一部となっていたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。中島井堰水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

目瀬委員 遅参

\*  
日笠会長  
事務局（勝北）

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区分の説明を致します。

4-1・大吉の畑、609㎡、所有権移転の件です。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場です。転用事業者は、大吉にお住まいの造園業および土木建設業を営む62才会社社員の男性です。経営する会社の、売り上げ拡大のため、積極的に工事の受注を行う予定であり、工事材料の単価を下げ、経費を節減するために資材を大量に購入する必要があることから、現在の資材置き場および従業員駐車場では手が狭くなるため、当申請地を購入し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、雨水については、敷地内が土であることから自然浸透させ、境界部分は既設のコンクリート擁壁を利用し、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。転用事業者が役員を務める会社との使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行っております。

議案第25号の説明は以上です。

日笠会長  
福山委員

はい、ありがとうございました。続いて現地調査の説明をお願いします。

22番福山です。現地調査をしました。この土地は道路と宅地の間にある土地で、事前施工もなく問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第25号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さん何かありませんか。

\*  
日笠会長

はい。

それでは1件取下げ、他を承認ということでよろしいか。

\*  
日笠会長

はい。

それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日笠会長

多数、挙手

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第26号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\*  
日笠会長

写真回覧、休憩

写真を見てもらうたんで、再開させてもらいます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

大山委員

1区大山です。1-1について説明致します。現地は新境橋の西側にある3階建ての事務所です。書いてありますように昭和44年に建ったということで仕方ないと思います。

1-2についてですが、小原と一宮の境の所で、宅地の間に入ってあり農地として使えないということで、宜しくをお願いします。

日笠会長  
鈴木委員

はい、ありがとうございました。

23番鈴木です。1-3につきましては、書いてありますように平成2年頃父が

				建てたということで、申請者は美作市の方へ出ておりました空家となっております。
				1 - 4につきましては、ちゃんと分筆をして問題ない状態ですので宜しくお願いします。
日 神	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 35番神田です。1 - 5についてですが、書いてありますように昭和50年頃、何とも思わずに建てたということで致し方ないと思います。
日 石	笠 本	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 29番石本です。1 - 6、二宮の雑種地31㎡。新しくできた道路に気づかずに31㎡があったということです。宜しくお願いします。
日 福	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 15番福田です。1 - 7は、国道と鉄道が走っている佐良山の向こう側なんです が、ここは戦前から炭焼き小屋で、戦後からは農機具倉庫ということです。宜しくお願い します。 1 - 8、これは佐良山駅の手前なんです が、線路と宅地の間に水路が20mほど あって、これが農地のままだということで、非農地にしたいということです。宜しく お願いします。
日 勝	笠 山	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 19番勝山です。1 - 9について説明します。場所は一宮の県道から約200m北 の所で、昭和48年頃から家が建っておるということで、良い家が建つとります。 宜しくお願いします。
日 長	笠 森	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 16番長森です。1 - 10についてですが、上横野で梨園をするにあたって農業 用倉庫が必要だということで、農地法を知らずに農業用倉庫を建てたということ です。宜しくお願いします。
日 山	笠 下	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 34番山下です。2 - 1ですが、これは議案書にありますように昭和48年頃か ら宅地の進入路として使っていたということです。 2 - 2ですが、これは平成15年頃から宅地として使っていて、家のすぐ近くの 農地ももう原野になってしまったということです。
日 内	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 27番内田です。4 - 1、4 - 2について説明します。4 - 1、4 - 2とも、先 代の方が住宅を建てて現在に至っているということで、致し方ないと思います。宜 しくお願いします。
日 川	笠 崎	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 26番川崎です。ここに書いてありますとおり、おじいさんの代で農地法を知ら ずにしてしまったということです。
日 光	笠 成	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 5 - 1について、光成が説明します。これは20年以上たっておりまして、宅 地、駐車場になっておりますが農地に戻すのは困難で致し方ないと思います。
日 太	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 25番太田です。5 - 2についてですが、申請の方の玄関先のような場所で、平 成5年頃から駐車場にしてしまったということです。審議をお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。福山委員、寺元委員、退出をお願いします。
				福山委員、寺元委員 退室
日	笠	会	長	1 - 11について、説明します。これは農道として使っているということです。 2 - 3について、これは雑種地等にしたいということです。 では寺元委員、福山委員、入席をお願いします。

	*			福山委員、寺元委員 入室
日 笠 会 長		井 家 上 委 員		それでは1 - 3の現地調査の説明をお願いします。 20番井家上です。7月6日に福山委員と事務局2人とで見に行かせて頂きました。先ほど見て頂いた写真の通りで、面積は大きいんですけども、丘の上のようなところで、車も入れるということで道路もついております。少し残ったところは原野化しておりまして、農地としては難しいと思います。
日 笠 会 長				はい、ありがとうございます。今説明がありましたが、26号に対して、皆さん承認いただけますか。
	*			はい。
日 笠 会 長				賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日 笠 会 長				はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第27号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
石 本 委 員				29番石本です。1 - 1、二宮の畑319㎡なんですが、場所は二宮の田邑街道を北へ500mほど入った、人も入らない、車も入らない、場所です。山林原野化になっておるので、宜しくお願いします。
日 笠 会 長		長 森 委 員		はい、ありがとうございました。 16番長森でございます。1 - 2について説明します。この所有者は梨園をされとる方で、見に行きましたら以前は梨でなしに梅を植えておったみたいで、平成16年の台風でひっくり返って、それ以降車も入らないので荒れてしまったということです。現在は農地としては無理だと思えます。面積も大きいんですが致し方ないと思えます。宜しくお願いします。
日 笠 会 長		只 友 委 員		はい、ありがとうございました。 12番只友です。2 - 1についてですが、現地を確認しました。現地及び周囲の状況からも復旧はほぼ不可能ということです。申請者と所有者は親子関係ということです。宜しくお願いします。
日 笠 会 長		川 崎 委 員		はい、ありがとうございました。 26番川崎です。現地調査に行きましたところ、申請人の土地は開墾した斜面の中腹で、進入路も何もなく竹と雑草が覆い茂っております。どうにもならんと思えますので宜しくお願いします。
日 笠 会 長		植 本 委 員		はい、ありがとうございました。 10番植本です。5 - 1につきまして、地目は田ですけど現在は山林原野化しておりまして、農地として復旧するのは困難であろうと思えます。
日 笠 会 長				今議案第27号に対して、筆頭者の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
	*			ありません。
日 笠 会 長				ありませんか。
	*			はい。
日 笠 会 長				はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日 笠 会 長				はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第28号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局（津山）				議案第28号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。議案書のページは、19ページから25ページです。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、阿波地区1件、勝北地区5件、久米地区2件の計17件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

日 笠 会 長	議案第 28 号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。今議案第 28 号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。 よろしいか。
* 日 笠 会 長	はい。 はい、賛成の方は挙手でお願いします。
* 日 笠 会 長	多数、挙手 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局（津山）	報告第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について説明して下さい。 報告第 7 号について説明します。議案書のページは 26 ページです。今回は、相続によるものが 2 件 11 筆となっております。 1 - 2 につきましては現況が一部無断転用の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。 その他詳細は議案書のとおりです。報告第 7 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。 報告第 8 号農地改良届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）	報告第 8 号の説明を致します。議案書のページで申しますと、27 ページです。今回は、1 件のみです。 1 - 1、加茂町桑原の畑 508㎡のうち 100㎡に農業用倉庫を設置するというものです。 報告第 8 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。 これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
事務局次長	無い様でしたら、事務局の方は何かありますか。
日 笠 会 長	ありません。
木下会長代理	それでは、20 日の委嘱式についてです。引き続き農業委員になられる方は午前 9 時に大会議室、推進委員になられる方は午後 2 時に大会議室へ来るようにということです。宜しくお願いします。 それでは、これもちまして 7 月の定例委員会を閉会します。長い間でしたがご苦労様でした。
*	お疲れ様でした。

（ 15 : 00 終了 ）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

---

署名委員 (印)

---